

平成29年第13回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成29年12月20日 水曜日 14時
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 17名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

7番 長濱国博 8番 川満里志

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に
対する同意について (平良スナ地区)

日程第10 その他

平成29年第13回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年12月20日 水曜日 14時から16時33分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (17人) 委員数 (17人)

4. 欠席委員 (0人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	砂川 栄徳		○	11	喜屋武 隆		○
2	久保 弘美		○	12	奥浜 健		○
3	野崎 達男		○	13	田名 和彦		○
4	玉元 正助		○	14	仲里 敏夫		○
5	荷川取 広明		○	15	仲里 長造		○
6	國仲 和男		○	16	砂川 明寛		○
7	長濱 国博	職務代理	○	17	芳山 辰巳	会長	○
8	川満 里志		○				
9	松岡 日出雄		○				
10	砂川 寛裕		○				

5. 議事録署名委員

議長 芳山 辰巳

7番委員 長濱 国博 8番委員 川満 里志

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 農地係長 川満 邦弘
主任主事 伊良部 哉 主任主事 上原 みち子

開 会 14時

閉 会 16時33分

7. 会議の概要

平成29年12月20日

開会 14:00

議長 ただ今から、平成29年第13回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、7番長濱国博委員、8番川満里志委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から12番までは、議案書13ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、受付番号13番と関連します。

中休給油所西側約150メートルにある蔵王自動車向かいに位置します。691㎡と小さいですが、受付番号13番に隣接しています。譲受人は会社勤めをしながら農業も頑張りたいとのこと。

10番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、平良久貝にある総合開発事務所南側約200メートルに位置し、現在は整地されておりませんが、道路に面しており大変優良な農地でした。譲受人は10ヘクタール以上の大規模経営を目指して頑張っています。

15番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、JTAドームに隣接しています。さとうきび栽培を頑張っており、規模拡大を図る予定です。

1 6 番委員 受付番号4番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。
4番の申請地は、鏡原地盛地区、青潮園西側約200メートル道路南に位置します。現在は整地されさとうきびが植えられていました。譲受人は数年前に農業法人を立ち上げて農業経営を頑張っています。

5番の申請地（安谷原 235-102）は風車近くに、（前花切 366-3）は上野小学校東側に、（カギモリ原 145-6、146）は千代田車輛裏手に位置しています。いずれもさとうきびが植えられていました。譲受人は自動車整備工場を経営しながら、農業の後継者としても頑張っています。

6番の申請地は、砂川小学校西側十字路を上野方面へ、消防署前道路西側約300メートルに位置しています。譲受人が以前から小作していましたが、今回購入することになりました。

平良4区 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、平良腰原、「うむやすみゃあす・ん診療所」左隣に位置しています。現在はカブ出しのさとうきびがありますが、取得後すき込んで春植えをする予定です。

平良5区 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、久貝集落西側の赤浜地区に位置し、現在は牧草地です。周辺はさとうきび畑が広がっていました。譲受人が経営するペンションに隣接しており、今後は野菜作りをする予定です。

城辺2区 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、一周道路、吉野集落北側入口十字路を北へ約200メートルに位置し、現在はさとうきびの夏植えがされており、平培土も済んでいました。以前から小作していましたが、今回購入することになりました。

城辺6区 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、宮古製糖城辺工場から上野向け、右カーブ上り坂左手に位置し、現在はカブ出し管理がされていました。10年以上の農業経験があり各種農機具等も保有しております。取得後はさとうきびの苗床にする予定です。

下地3区 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、来間向け、来間大橋を渡って約300メートル進んで左折、直進して十字路を左折、一つ目の十字路をさらに直進したT字路を右折した左角に位置します。長命草や葉たばこの植え付け準備中でした。

伊良部4区 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、伊良部佐和田の浜近くに位置します。周辺は御嶽やさとうきび畑が広がっていました。譲受人は各種農機具等も所有して頑張っています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は3件でございます。まず、受付番号13番から15番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から15番までは、議案書25ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号13番から14番について、現地調査の結果を報告いたします。

13番の申請地は、受付番号1番に隣接します。中休給油所西側約150メートルにある蔵王自動車向かいに位置し、現在はさとうきびが植え付けられていました。

14番の申請地は、中休から友利集落向け約300メートル南に位置します。土地改良が終了次第さとうきび栽培を始める予定です。農業経営の開始ということで、農業機械等は親と共同で使用し頑張っています。

16番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、地盛公民館東側約500メートルに位置し、現在は整地されてきました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号13番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。

まず、受付番号16番から24番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号16番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号19番から28番までは、議案書28ページから36ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号16番から24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

中間管理機構 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの朗読説明をいたします。
【議案第3号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

城辺6区 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 農地の所在は、仲原鍾乳洞東側に位置し、現在は地下ダム工事が完了し区画整理が行われており、作付け準備中でした。譲受人は各種農業機械等を所有しており、取得後は葉たばこ栽培をする予定です。

下地1区 受付番号2番から4番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 2番と3番の農地の所在は、下地嘉手苺の基盤整備地区東側に位置し、現在は収穫前のさとうきびが植えられていました。申請人は長年農業経営をしているベテランで、規模拡大を図る予定です。

4番の農地の所在は、入江橋北側約100メートル右手に位置し、現在は収穫前のさとうきびが植えられていました。申請人は長年葉タバコ栽培に従事しており、規模拡大を図る予定です。

上野2区
推進委員 受付番号5番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番の農地の所在は、JA上野給油所から平良向け約1.5キロメートルの交差点を左折し約500メートルに2筆とも位置しています。申請人はフルーツトマト等をハウス栽培し関連企業への販売を予定しています。

6番の農地の所在は、JA上野給油所から東へ約30メートルの交差点を入江方面へ右折し約1.2キロメートル、交差点を左折し約30メートルに位置します。申請人は農業経営の後継者として頑張っており規模拡大を図る予定です。

上野3区
推進委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA上野給油所から宮国方面へ約1.3キロメートルにある試験場前の道路を挟んで東側に位置します。申請人は会社勤めをしながら農業に従事しており、取得後はさとうきびを植える予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

10番委員 受付番号5番についてですが、申請人の株式会社パニパニファームキャステムの経営内容について説明をお願いします。

事務局 こちらの案件は、広島に関連会社があり鏡原在住の方が役員となって農業生産法人を設立しております。営農計画については先ほど上野2区推進委員が説明したとおりです。宮古島産のフルーツトマトを是非広島で販売したいということで、現地で法人を設立し、農地を取得するという経緯です。営農計画等に問題はありませんでしたので今回の案件となりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。
受付番号1番から4番について説明します。
【議案第4号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 14:53

再開 15:05

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規程による許可申請は2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年12月6日に行いました。調査員は3番私、野崎達男、4番玉元正助委員と芳山辰巳会長、事務局から、上地寿男次長、川満邦弘係長、上原みち子主任主事の6人で行いました。

始めに9時30分から9時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条24件、非農地証明2件、計28件の現地調査を9時50分から15時40分まで行い、15時50分から16時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、顛末書を要する案件が4件ありましたが、特に違反等は見受けられませんでした。報告します。それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は平良パイナガマビーチ近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用地域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地皆愛集落内、エメラルドコーストゴルフリンクス近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は24件でございます。
まず、受付番号1番から24番までの説明をいたします。
【議案第7号、受付番号1番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

3番委員 それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は長山港から伊良部向け約1キロメートル、海岸沿いに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、段差、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス通りJA給油所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第2種中高層住居専用区域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県営北団地近くに位置し、学校法人花園学園に隣接しています。農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧宮古病院近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用地域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県立宮古総合実業高校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良荷川取にある那覇鋼材資材ヤードから先嶋シャッター工業近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市営馬場団地近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第2種住居地域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古製糖(株)伊良部工場東側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良久松内、松田整形外科医院近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良久貝集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部佐良浜地区内、鯖置公園近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野、公園等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良宮原那底集落近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号13番から15番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号13番から15番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良バイパス通りJA給油所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番から15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号16番から17番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号16番から17番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良バイパス通りヤマダ電機近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の
広がりあり。農地の区分、宅地、段差等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と
判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号16番から17番を原案のとおり決
定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号18番から19番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお
願ひいたします。

4番委員 受付番号18番から19番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良添道集落近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農
地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号18番から19番を原案のとおり決
定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号20番から21番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお
願ひいたします。

4番委員 受付番号20番から21番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良バイパス通りヤマダ電機近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の
広がりあり。農地の区分、宅地、段差等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と
判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号20番から21番を原案のとおり決
定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号22番から23番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号22番から23番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧千代田カントリークラブ近くのロータリー内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、雑種地、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 受付番号23番について、参考資料158ページを確認したところ、譲渡人の方は東京在住ですので5条申請による取得だと思われます。今回の申請にあたり、計画変更申請があるべきだと思いますが、説明をお願いします。

事務局 おっしゃるとおり、こちらは譲渡人が5条申請により取得した案件ですが、当初の計画が実行できないため、事業計画変更を伴う新規の5条申請の案件となります。

7番委員 計画変更に至った経緯等も確認する必要がありますので、今後は事業計画変更申請書も添付していただきますようお願いいたします。

事務局 今後は、事業計画変更を伴う申請については、当初の事業計画も含めて資料作成したいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

平良1区
推進委員 確認よろしいですか。受付番号23番について、議案書51ページの現況が一般個人住宅となっておりますが、参考資料157ページでは休耕地となっております。整合性の説明をお願いします。

事務局 議案書51ページの一般個人住宅という記載は、譲渡人が当初5条許可を受ける際の条件です。その後住宅建築がされなかったため地目が畑のまま放置されている状態でした。今回の申請の際、現況として雑種地になっているということで休耕地の記載となっております。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

11番委員 参考資料154ページ、160ページの航空写真について、ここは我々もよく通る道路ですが障害物の多い道路と記載があります。どのような障害物があるのか教えてください。

事務局 この案件では植栽等を指しています。ただ、植栽が全て分断要因となるわけではなくこの案件においてはそう考えるようにと県からの指導を受けています。

11番委員 この場合は分断要因ということですね。分かりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号22番から23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号24番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号24番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧千代田カントリークラブレストラン近くに位置し、農地の広がりなし、
宅地の広がりなし。農地の区分、雑種地、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号24番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。
【議案第8号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古空港南側滑走路近くのメモリアルパークに隣接していて、周辺は原野化が進み、
農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休憩 15:59

【休憩中の質疑応答】

7番委員 参考資料5ページの航空写真でみると、畑と隣接していますが関連はどうなっていますか。

事務局 こちらの案件については、先月も現場確認に行きました。農用地区域内であれば農政課の荒廃

農地等の補助事業を導入して伐開することができますので、持ち帰って改めて農用区域内かどうか確認したところ、農振除外されている場所で補助事業の導入もできず、伐開に莫大な費用がかかります。確かに畑に隣接しておりますが、周囲に原野も広がっていることから事務局としては非農地相当であると判断しました。

7番委員 昨年にも似たような案件があったと思いますが、補助事業等で伐開することはできませんか。

事務局 補助事業は農用区域内の場所でなければ対象外となります。

7番委員 農振除外地であれば、畑に隣接していても雑木等が生い茂って伐開が難しければ非農地相当の判断をするということですね。

事務局 必ずしもそういうことではなく、例えば周囲を畑で囲まれていて1筆だけ原野化している場合はまた判断が違ってくると思います。今回の案件は周囲も原野化しており農振除外地でもあるので非農地の判断になった次第です。

再開 16:05

議長 再開します。
ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、メイクマン駐車場の近くに位置し、周辺を原野、資材ヤード、山林等に囲まれており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9議案第8号「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

農村整備課 土地改良法第52条第8項の規定による平良スナ地区土地改良事業本換地計画について説明いたします。

【議案第8号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 換地減歩率が90パーセントに近い数字で大変素晴らしい土地改良だと思います。そこで確認ですが、この数字は平均値だと思いますので、換地率の最高値と最低値を教えてください。

土地改良連合会 最高値が95パーセント、最低値が85パーセントとなっています。

7番委員 換地率の10パーセント差は大きいと思いますし、清算金が払われなかった場合大変な損失になります。清算金についても分担金と同様に制約を設けるべきだと考えます。その点も含めて、担当課である農村整備課には強く要望しますので、今後ともよろしく願います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第8号「土地改良法第52条第8項の規定による平良スナ地区土地改良事業本換地計画に対する同意について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

11番委員 今回気づいた事がありますので、少しお話ししたいと思います。
月1回開催される総会は、農地に関する重要事案の審議をする場です。17名の農業委員、21名の推進委員が出席しておりますが、議案の朗読中や審議中に大変私語が多いことに不愉快な思いをしております。ここは公正な立場で議案の審議をする場であり、私語は慎んで議案に集中していただきたいと思います。そうすることで自分自身が調査・説明した案件が、可なり否なりどのように審議されたのか、依頼者への説明も含めて浸透すると思います。総会に出席する以上、この場を重んじて参加していただきたいと思います。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

10番委員 4条、5条、非農地証明の案件中、特に5条申請が今回24件と非常に多い件数でした。審議が終了して、農地がどれくらい減ったのか気になっています。過去の事案も含めてデータ等がありますか。

事務局 農地に関しては農地台帳で管理しておりますが、転用後地目変更した面積については集計しないと分かりません。

10番委員 宿泊施設や住宅建築も必要不可欠でありますので転用もいいと思います。ただ農地が削られていく、1度の総会でもかなりの面積が減っていくということを、農地を守る農業委員、推進委員としてもっと意識すべきではないかと思います。農地を守る立場として整備事業や遊休農地の活用等で農地面積の復活を目指していかなければいけないと思います。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第13回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 16:33

平成29年12月20日

会 長 芳 山 辰 巳

7番委員 長 濱 国 博

8番委員 川 満 里 志